

療育手帳を申請される方へ

申請に必要な持ち物

下記のものが必要になります。

1. 顔写真 1枚（よこ3cm×たて4cm）
※脱帽、サングラス等は外して胸から上を写したもの
2. マイナンバーカード（または通知カード）
3. 身体障害者手帳（お持ちの方）

新規申請される方は、4～6も必要となります。

4. 母子手帳
5. 学校の成績表や直近に受けた知能検査結果（WISC など）
6. 2歳未満の場合は、医師の診断書(知的発達の水準について記載のあるもの)

療育手帳交付までの流れ

申請

- ・ 社会福祉課（健康福社会館）または各総合事務所で申請と、判定日の予約をおこなってください。
- ・ 療育手帳判定時の知能検査の結果が必要な方は、お申し付けください。

判定

- ・ 申請手続後、東濃子ども相談センターにて検査を受けていただきます。
東濃子ども相談センター
〒507-8708 多治見市上野町 5-68-1 東濃西部総合庁舎内
電話番号:0572-23-1111(代)

交付

- ・ 手帳交付の準備ができ次第、案内文書を送付します。案内が届きましたら社会福祉課または、各総合事務所までお越しください。
- ・ 判定日から交付まで概ね1ヵ月ほどお時間をいただきます。

問い合わせ先

中津川市役所社会福祉課

TEL 66-1111（内線640）